

平成29年8月9日

答申第787号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK交響楽団の欧州公演（公演期間：2月28日～3月8日）の収支予算書等について」として、「その収支計画と収支報告（実績）」および「①具体的にはどういう目的の海外公演なのか、②楽員・N響関係者（理事・事務局スタッフ等）総勢何名のツアーなのか、③N響単独の公演なのか、それともNHKとの共催なのか、共催の場合、旅費・宿泊費等の費用はN響に発生するのか、その内訳、④指揮者、ソリストの出演料と交通費・宿泊費の詳細、現地での応援プレーヤーがあったのならその分も」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、①に係る文書として、NHK交響楽団の「2017年度～2019年度 中期経営方針」を開示したが、「収支計画」、②、③および④に係る文書は、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項4号の「NHK以外の法人等に関する情報であって、開示することにより当該法人等の事業の遂行を害するおそれがあるもの」および6号の「契約によりNHKが守秘義務を課せられているもの、または契約の相手方が開示を承諾しない契約書」に該当するため、「収支報告（実績）」に係る文書は存在しないため、いずれも開示することができないとした。

なお、③については、NHKとの共催ではないことを情報提供した。

これに対して、視聴者から不開示とした「収支計画」、「収支報告（実績）」、②、③および④に加え、①についてもNHKが開示した文書以外の文書を求めるとして、再検討の求めがあった。

当該視聴者からは「⑤ベルリン公演（2月28日）が、3月26日（日）BSプレミアムで放送予定だが、その放送の為の総費用（国内放送費としての内訳含む）と、NHKから何名の業務スタッフが派遣されたのか知りたい。」に係る文書の開示の求めもあったが、NHKは、求めの文書は規程第3条1項1号（別表1）のケ「放送番組の制作または編成等の経費に関する事項を記載した文書」およびキ「放送番組の制作または編成等に従事する要員の配置または業務分担に関する事項を記載した文書」にあたるため、開示の求めの対象外として取り扱った。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、「収支計画」、②、③および④に係る文書は規程第8条1項6号に該当するため、「収支報告（実績）」に係る文書はその後、NHK交響楽団より報告を受け文書が存在するが、同じく規程第8条1項6号に該当するため、いずれも開示することができない。

また、①に係る文書について、NHKがすでに開示した文書以外にも同趣旨の目的を記載した文書が存在するが、規程第8条1項6号に該当するため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも規程第8条1項6号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年8月9日（第252回審議委員会）

第800号諮問、審議、答申